

[速報] 3月1日滋賀県申入れ



能登半島地震を踏まえ原発の運転停止、及び使用済燃料の乾式貯蔵反対を求めて

市民	滋賀県北部は山間部や谷も多く、国道への移動ができなくなる
滋賀県	滋賀県の場合、道路整備は本当に大変。情報収集し、避難計画を検討していきたい
市民	若狭の原発での乾式貯蔵に対して、近隣自治体として反対を表明してほしい
滋賀県	関電との安全協定で、意見を述べる事ができる。県原子力防災会議を踏まえ検討する

3月1日午前10時から1時間、滋賀県庁にて申し入れを行いました。質問・要望書は1月24日に提出していましたが、県の都合で申入れは今日になりました。市民は滋賀県から4名、大阪府から3名、兵庫県から1名が参加し、中山和行県議が同席され、県からは原子力防災室の奈須野氏が対応されました。

下記の2点について速報で紹介します。



◆能登半島地震を踏まえた避難計画について

最初の質問事項への回答では「複合災害も考慮した避難計画を立てている」「安定ヨウ素剤は、ヘリで運ぶことも考えている、地震を踏まえて考え方を变える必要はない」という、地震前と同じような回答でした。能登の支援にも出かけた担当者は「道路もかなり復旧している」と語りました。

しかし、美浜原発から30km圏内の長浜市の参加者は、「滋賀県北部は、山間部や谷も多く、避難路は狭く、国道への移動もできなくなります。現在の避難計画では住民の安全は守れません。計画の再考と原発の運転停止を関電に求めてほしい」と、地元の状況を踏まえて発言しました。

これに対して県はやっと、「滋賀県の場合、複合災害になれば道路整備は本当に大変です」「能登半島地震の情報を集め、今後、避難計画を検討していきたい」と回答しました。早急に、現在の避難計画では避難はできないことを認め、原発の運転停止を関電に求めるべきだと訴えました。

◆使用済燃料の乾式貯蔵について

乾式貯蔵については、関電が福井県に事前了解願いを出した2月8日に、滋賀県にも関電が説明に来たとのことでした。福井県のように事前了解の権限はないが、関電との安全協定で、施設に変更等がある場合は、関電が説明し、県は「意見を述べる事ができる」との紹介がありました（安全協定 第2条2項）。3月5日には滋賀県原子力防災専門会議が開かれ、関電が説明し議論し、それを踏まえて県として検討するとのことでした。（安全協定 <https://www.pref.shiga.lg.jp/file/attachment/22330.pdf>）

滋賀県知事は、これまで何度も「使用済核燃料の処理などいわゆる原子力の『静脈』部分が未整備であること」等を理由に、「再稼働を容認できる環境にない」と表明しています。乾式貯蔵後の「中間貯蔵」も決まっておらず、貯蔵期間も定めない中では、地元が核のゴミ捨て場となってしまいます。原発の運転継続のための乾式貯蔵に対し、近隣自治体として反対を表明してほしいと強く求めました。

1月24日付質問・要望書 https://www.jca.apc.org/mihama/bousai/shiga_pref_q_yobo20240124.pdf

2024年3月1日 避難計画を案ずる関西連絡会 申入れ参加者一同